

新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議

我慢せず気軽に相談を！

相談しやすい環境の整備

相談者

- 感染したこと等ショックで混乱し、適切な対応ができない。
- 世間の目（同調圧力）を気にして、助けを求めることができない。

①人権相談

匿名で相談できる

⑤助言

相談窓口

県人権センター人権相談窓口など各種相談窓口、市町など

②支援要請

【条件】

- ア. 重大な人権侵害又はその発生が懸念されるケースで、かつ緊急対応が必要である。
- イ. 個人で被害の申し出等を行うのが困難である。
- ウ. 相談内容の共有に同意が得られた場合

- 触法・不法行為
- ネット上のプライバシー侵害
- いじめ など

④対応案の提示

届出等の手続きの確認だけで気力を失い、泣き寝入りも

⑥届出等の後押し
(相談概要の伝達等)

④'対応案の提示

⑤'助言

【直接介入する場合】

- 複合的な人権侵害のケースなど、複数の構成機関で共同支援が必要な場合については、相談窓口を介さず、直接介入する。

⑦支援要請
(届出等の手続きなど)

各支援実施機関

解決へ

新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議
(事務局人権課)

○実務者会議

構成機関が、定期的集まり情報共有・交換を行う。

○個別事案検討会議

相談窓口からの支援要請を受けて参集し、対応策の検討を行う。

③解決に向けた対応案を協議

【構成機関（コアメンバー）】

- ・ 県（環境生活部、医療保健部、教育委員会）
- ・ 県警察本部
- ・ 津地方法務局・県人権擁護委員連合会
- ・ 三重弁護士会

その他、必要に応じて参画

【市町、子ども・福祉部、雇用経済部、労働局 等】